

○ あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号）（抄）（**第二十六条**関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（学校又は養成施設の認定）</p> <p>第一条 行政庁は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項又は第十八条の二第一項に規定する学校又は養成施設（以下「学校養成施設」という。）の認定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により法第二条第一項第二号に定める養成施設の認定をしたときは、遅滞なく、当該養成施設の名称及び位置、認定をした年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。</p> <p>（認定の申請）</p> <p>第二条 前条第一項の学校養成施設の認定を受けようとするときは、その設置者は、行政庁に申請しなければならない。この場合において、当該設置者が学校又は法第二条第一項第一号に定める養成施設（以下「厚生労働大臣認定養成施設」という。）の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第四条第一項並びに第七条において同じ</p>	<p>（学校又は養成施設の認定）</p> <p>第一条 主務大臣は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項又は第十八条の二第一項に規定する学校又は養成施設（以下「学校養成施設」という。）の認定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（認定の申請）</p> <p>第二条 前条の学校養成施設の認定を受けようとするときは、その設置者は、その所在地の都道府県知事（公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。第十二条を除き、以下同じ。）を経由して主務大臣に申請しなければならない。</p>

。を經由して行わなければならない。

(変更の承認又は届出)

第三条 第一条第一項の認定を受けた学校養成施設（以下「認定学校養成施設」という。）の設置者は、法第二条第三項に定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。

この場合において、当該設置者が学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 認定学校養成施設の設置者は、主務省令で定める事項に変更があったときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。この場合において、当該設置者が学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により、第一条第一項の認定を受けた法第二条第一項第二号に定める養成施設（以下この項及び第六条第二項において「認定養成施設」という。）の変更の承認をしたとき、又は前項の規定により認定養成施設の変更の届出を受理したときは、主務省令で定めるところにより、当該変更の承認又は届出に係る事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

(報告)

第四条 認定学校養成施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務

(変更の承認又は届出)

第三条 第一条の認定を受けた学校養成施設（以下「認定学校養成施設」という。）の設置者は、法第二条第三項に定める事項を変更しようとするときは、その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請しなければならない。

2 認定学校養成施設の設置者は、主務省令で定める事項に変更があったときは、その日から一月以内に、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

(新設)

(報告)

第四条 認定学校養成施設の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務

省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

- 2 | 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、毎学年度開始後四月以内に、当該報告に係る事項（主務省令で定めるものを除く。）を厚生労働大臣に報告するものとする。

（報告の徴収及び指示）

第五条 行政庁は、認定学校養成施設につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

- 2 | 行政庁は、第一条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、認定学校養成施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

（認定の取消し）

第六条 行政庁は、認定学校養成施設が第一条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 | 都道府県知事は、前項の規定により認定養成施設の認定を取り消したときは、遅滞なく、当該認定養成施設の名称及び位置、認定を取り消した年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するもの

省令で定める事項を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に報告しなければならない。

（新設）

（報告の徴収及び指示）

第五条 主務大臣は、認定学校養成施設につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

- 2 | 主務大臣は、第一条に規定する主務省令で定める基準に照らして、認定学校養成施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

（認定の取消し）

第六条 主務大臣は、認定学校養成施設が第一条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その認定を取り消すことができる。

（新設）

とする。

(認定取消しの申請)

第七条 認定学校養成施設について、行政庁の認定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(国の設置する学校養成施設の特例)

第八条 国の設置する学校養成施設に係る前各条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一条第二項	ものとする	ものとする。ただし、当該養成施設の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない
第二条	(略)	(略)
行政庁に申請しなければならない。この場合において、当該設置者が学校又は法第二条第一項第一号	行政庁に申し出るものとする	

(認定取消しの申請)

第七条 認定学校養成施設について、主務大臣の認定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

(国の設置する学校養成施設の特例)

第八条 国の設置する学校養成施設に係る第二条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(新設)	(新設)	(新設)
第二条	(略)	(略)
その所在地の都道府県知事(公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。第十二条を	主務大臣に申し出るものとする	

	<p>に定める養成施設（以下「厚生労働大臣認定養成施設」という。）の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第四条第一項並びに第七条において同じ。）を経由して行わなければならない</p>		
<p>第三条第一項</p>	<p>（略）</p> <p>行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない</p>	<p>（略）</p> <p>行政庁に協議し、その承認を受けるものとする</p>	
<p>第三条第二項</p>	<p>（略）</p> <p>行政庁に届け出なければならない。この場合において、当該設置者が学校又は厚生労働大臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して</p>	<p>（略）</p> <p>行政庁に通知するものとする</p>	
	<p>除き、以下同じ。）を経由して主務大臣に申請しなければならない</p>		
<p>第三条第一項</p>	<p>（略）</p> <p>その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請しなければならない</p>	<p>（略）</p> <p>主務大臣に協議するものとする</p>	
<p>第三条第二項</p>	<p>（略）</p> <p>その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない</p>	<p>（略）</p> <p>主務大臣に通知するものとする</p>	

前条	第六条第二項	第六条第一項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
申請書を、行政庁に提出しなければならぬ。この場合において、当該設置者が学校又は厚生労働大	ものとする	第一条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき	第一条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったとき	第一条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったとき	この限りでない	施設の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない	施設の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない
書面により、行政庁に申し出るものとする	ものとする。ただし、当該認定養成施設の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない	ものとする。ただし、当該認定養成施設の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない	ものとする。ただし、当該認定養成施設の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない	ものとする。ただし、当該認定養成施設の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない	ものとする。ただし、当該認定養成施設の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない	ものとする。ただし、当該認定養成施設の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない	ものとする。ただし、当該認定養成施設の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない

第七条	(新設)	第六条	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
申請書を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に提出しなければならない	(新設)	第一条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったとき、若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき	第一条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったとき、若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき	第一条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったとき	第一条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったとき	第一条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったとき	第一条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったとき
書面により、主務大臣に申し出るものとする	(新設)	第一条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったとき	第一条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったとき	第一条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったとき	第一条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったとき	第一条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったとき	第一条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったとき

臣認定養成施設の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を經由して行わなければならない

(行政庁等)

第十条 この政令における行政庁は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 法第二条第一項及び法第十八条の二第一項の規定による学校の認定に関する事項 文部科学大臣

二 法第二条第一項の規定による厚生労働大臣認定養成施設の認定及び法第十八条の二第一項の規定による同項に規定する養成施設の認定に関する事項 厚生労働大臣

三 法第二条第一項の規定による同項第二号に定める養成施設の認定に関する事項 都道府県知事

2 (略)

(事務の区分)

第十四条 第二条後段、第三条第一項後段及び第二項後段、第四条第一項後段並びに第七条後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(主務大臣等)

第十条 この政令における主務大臣は、法第二条第一項又は第十八条の二第一項の規定による学校の認定に関する事項については文部科学大臣とし、これらの規定による養成施設の認定に関する事項については厚生労働大臣とする。

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

(事務の区分)

第十四条 第二条から第四条まで及び第七条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。